◎佐藤正幸委員　じゃ、道徳教育についてお尋ねをしたいとおもいます。

我が党は道徳教育そのものを否定する立場ではありませんけれども、今安倍政権が進めている、特に道徳の教科化なるものは教科書検定などを通じて国に都合のいい愛国心を押しつけるものだと私たちは指摘しております。この立場からお尋ねしたいんですけど、中学校では何か道徳の内容を全ての教科にわたって教えるようにする計画を出しなさいと、こういう話があるそうなんですね。

調べてみると、教科書をつくっている会社の資料、これは公開されてますので、例えば公徳心、規則尊重、遵法、権利、義務、この中に算数で対称な図形とか円の面積とか角柱と円柱の体積、これで公徳心を教えると、こうなっているわけですよ。

私理系ですけど、円の面積と公徳心がどんな関係にあるのかというのは私は理解できないんです。現場の先生からすると、こういうものをつくらされて何の意味があるのかと。出しなさいと言われるから書いて出すと。こういう疑問の声があるわけですよね。こじつけというか行き過ぎというか、トップダウンでこういうものをつくりなさいと。そういう目標の為につくっているみたいな、計画のための計画づくりみたいな、そんなふうになっていると私は思ったんですけれども、その辺、そんなやっぱり実態になっているのか、教員が書類提出されるというか、中学校、高校、でも、そんなふうになっているのかどうか。その辺は現場の実態はどうなっているんでしょうか。

◎木下公司教育長　学習指導要領の中に道徳教育は「道徳の時間を要として学校の教育活動全体で行う」ということになっておりまして、こうしたことから全体計画を作成して、教師全員が協力して道徳教育を行うということになっておるわけです。その際に道徳の内容とも関連をふまえた各教科における指導の内容及び時期をきちっと示してくださいということになっております。これらに基づきまして県内全ての公立の小中学校においては道徳教育の全体計画等が作成されているというふうなことです。高等学校においても同様の内容が示されておりまして、道徳教育の全体計画を作成するということになっているということです。

◎佐藤正幸委員　教育全体の中でやるというのはそれはその通りなんですけれども、ただ余りにも行きすぎといいますか、もう少し具体的にお聞きしますけれども、さらに道徳教育、私、現場の人に聞いて、こういう道徳の教科書でしょうかね、使われて、それで副読本も石川県版のやつもあると。ただ、教員の人達からは自分たちと違ったところの、この辺にある徳目を子どもたちに押し付けているような感じがするとか、あるいは生徒のほうからも、もう最初から結論がみえていると、そこに誘導されていくので、どうもつまらないことが多いという声もあるかけなんですよね。

　　　　私は考える題材というのは、毎日の生活の中にあるとおもうんですよ。子ども同士の中に。例えば、いじめみたいなものが起こった場合に、それをどう考えればいいのか、みんなで考えようとか、現場にそういう実例があるにも関わず、こういうものが上から押し付けられてくる。だからもっと言うと、教員からすると教師自身が考えなくなって、現場というよりも本の中身を教えるというふうな声もあるんです。その辺の弊害といいますか、そういう声は教育長のところに届いていますか。どんなふうにそういう声を受け止めるのか、そこをまずお尋ねしておきたいとおもいます。

◎木下公司教育長　道徳教育でございますけれども、これは自立した一人の人間として、他者と共によりよく生きる、そういった人格をつくっていくということです。そういった意味で、確かに一人ひとりそれぞれの価値観というのはあるかもしれませんけれども、道徳として教える場合における内容というのは、人が人として普遍的に持たなければならないものと、あるいは多様な価値観に対する寛容性について、しっかり教えていくということではないかなというふうに思います。

そういった意味で、先生が自分と合わない部分のものが教科書及び、副読本にあるというのは少し解せないといいますか、我々としては教科者の中には、あるいは副読本の中には、普遍的な道徳的な価値というものは教えるべく構成されておるし、我々も編成しているという認識でおりますので、非常に機微にわたる部分については先生方一人ひとりの御意見はあると思いますけれども、教科書そのもの、副読本そのものの中にそういった違和感を持つようなものは、多くはないんではないかというふうにおもいます。

後は問題は、教科書を使ってどうおしえるかということでいえば、読んでそのまま教え込むというのがいいのか、もう少し子どもたちに様々な社会の現象等々を、示しながら考えながら道徳という授業を推進していくほうがいいのかという視点にたてば、それはよりよく子どもたちの意識の中に定着するという意味合いでは、現実の社会との対比の中で、子どもたちが考えるような道徳を実施していくことが、望ましいだろうというふうに思いますし、今後教科としての道徳というものが、実施されてくれば、文科省のほうでも、「考える道徳」というような形の中で検討を進めていくというふうに聞いておりますので、それは様々な教科指導の方法、スキルを上げていくということは、私は必要なものというふうに思っております。

◎佐藤正幸委員　そういう話がでましたので、私はだから道徳教育そのものを否定しているわけじゃないんです。

じゃ、そういう話がでましたので、せっかくなんで、副読本の中に「きまりは何のために」というのがあるんです。時間の関係でいいませんけど、「社会科見学で国会議事堂を見学することとなった。我が国の国会では大切な取り決めをより慎重に行うことが出来るように、衆議院と参議院の2つの議院から成り立っています」これはその通りでしょう。「国会議員の人たちは大事なことを、衆議院、参議院の2カ所で順番によく話し合って決めている。議員の人たちは様々なことを調べ、考えて国のきまりをつくっている」。

そうでしょうけど、こんなこの間の安保法制みたいに数に頼んで強行採決するようなことがあったら、いや、ほんなかっこいいこというけど、本当にそうなんかいね、というふうにやっぱりおもわれますよ。子どもたちは。私は、そういうことを言っているんです。

だから、声高に書かれてあるものを、そのまま押し付けるようなことになりかねはしないか。私は教育長がおっしゃったように、子ども自身の選択といいますか、なにか上から押し付けるようなものではなくて、やっぱり一人ひとりの人間を尊重する、そのことを子どもたち自身が、選択で学びとっていくという。実際では現場はそうなっていないんじゃないかということを、私はここでいっておきたいなというふうに思います。

これ以上やりますとあれですので、またいろんな形でこの問題やっていきたいというふうにおもいます。

教員免許更新制度についてお尋ねしたいんですけれども、これも第一次安倍内閣のときに教育基本法の改悪の具体化の中で、教員免許、10年ごとだと思うんですけれども、私たちはこれは教員の身分を不安定にするものであると。そして、率直にいえば政府良いなりの物言わぬ教師づくりと、私はここに狙いがあるものだとおもいますし、廃止すべきだと私は思っております。

まず、県内でどれくらいの方々が更新の対象になっているのか。教育委員会のHPみますと、免許更新の必修講習というのがあるんですかね。例えば、金沢大学で2日間で12時間、何かを講習する。1日6時間の講義を2日間聞くと、こんな実態なのか、その辺の実態をまずお聞かせ願いたいと思います。

◎木下公司教育長　公立学校に勤務している教員の人数ということで申し上げれば、毎年およそ700人から800人程度が新たに更新のために講習を受けてらっしゃるということです。

　　　　更新に際しましては、おっしゃるとおり必須の講習が12時間、それから選択講習といいまして、いろんな項目の中から自ら選んで受ける講習が18時間、合計30時間というのが、更新講習内容ということです。金沢大学では、おっしゃるとおり、1日6時間の講義を2日間連続で受講すると、こういうことになっておるということです。

◎佐藤正幸委員　じゃ、費用負担があるみたいですね、これをみると。必須1万2,000円の受講料でしょうか。文部科学省が導入した講習ですから、教師の自己負担ではなくて、それは無料で受講するということになぜしないのか、というご意見があるんです。そこはどんなふうにお考えですか。

◎木下公司教育長　一般に免許でございますので、これが職業についている、ついていないにかかわらず、その方の履修した実績等々によって免許が与えられる個人のもの、というのが、一般的な考え方ということではないかなというふうに思います。

　　　　なにか免許更新制について文科省が導入した時に、一定の配慮が必要じゃないかという、そういうご意見もその当時あったということは承知しておりますが、あくまでも今申し上げましたように、教員免許自身は個人の資格ということでございますので、その費用については個人負担という、そういうことになっているんではないかというふうに考えております。

◎佐藤正幸委員　2009年のデータですけれども、全日本教職員組合、全教が行った対象者のアンケートでは、この制度で教育は良くならない、と答えている教員の方は67％ぐらい、これで良くなるというふうに答えている人は、0.3％くらいで、このまま続けるべきという回答は0.7％くらいで、余り評判は良くないんですよ。例えば講習中の代替要員もいないというようなことも含めて、いろいろ問題があるようですから、私はそういう声をしっかり真剣に受け止めて対応してほしということを要望して、最後の質問にしたいと思うんですけれども、まだ時間もあるようですので。

　　　　教職員の健康管理についてなんですが、これは2年半前の委員会でも私、質問させて頂きました。結局、労働安全衛生法が改正されて、平成18年4月3日付で文部科学省が通知を出して、労働時間の記録に関する書類について、労働基準法第109条に基づいて3年間保存しているというふうに実際はなっているんですかというふうに聞いたら、教育長は「各学校で適切に作成し、3年間保存するということになっているということですので、そうなっているというふうに革新をしております」と答弁されています。

　　　　今日は教育長もそうなんですけれど、現場におられた方もおられると思いますので、校長経験者の方、次長さんとか。私、どなたが校長かというのは調べておりませんけれども、どうなんですか、本当に個々の労働時間をしっかり確認して、その書類を整備して3年間保存されているんですか。

◎竹中功教育次長(高校・特別支援教育担当)　私が校長を務めておりましたのは、平成24年度の1年間です。当時勤務しておりました県立高校では、県教委を通じまして文部科学省の通知が送付された際に指導を受けまして記録をとり保存するようにしておりました。

◎佐藤正幸委員　私は結局この間、何度もここでやってきましたように、労働時間を管理職が現認をしていると。だから、教育というものは労働時間では測れないんだと。だから管理職の現認なんだというふうにおっしゃってタイムカードとか導入しないわけですよね。そのことが教員の超多忙化のひとつの要因になっているのではないか、というふうに私はずっと指摘をしてきたんですよね。だから、そういうものもあって文部科学省は、わざわざ労働安全衛生法が改正されたときにきちんと客観的に労働時間を管理する書類をつくって3年間保存しなさいという、そういう通知を出したと私は理解をしているんです。

　　　　率直に聞きますけど、その書類はこの委員会に出せますか。こういうふうになっておりますと。こういうふうに書類がきちんと学校現場にあって、個々の学校が識別させるようなそんなことはいいんです。そこは別に黒塗りでも構いませんので、そういう書類があるということをこの委員会で、例えば提出してもらうということ、それはできるんですか。確認したいんです。どんなものになっているかというのは。そこはどうですか。

　　　　委員長そこはどうですか。

◎福村章委員　全部の学校出せというがか。

◎佐藤正幸委員　いやいや、ひとつの学校でいいです。特定するつもりはまったくないので、実際にそういうふうになっているのかどうか。やっぱりこれは教員のお話あったとおりに、メンタルヘルスの問題というか、長時間多忙化の問題とか、関わると思いますので、それはきちんと現場徹底しておく必要があるなというふうにおもんです。そんな意味で。

◎谷内律夫委員長　じゃ、委員会で是非預かって検討させて頂きます。

◎佐藤正幸委員　ということで、そんな意味で私、強調しますように、教員の超多忙化というのは現場で本当に大変になっていますので、そこがしっかりと改善できるような方向での労働時間の適切な把握ということは、大事になっているなというふうに思いますので、そのことは答弁結構ですので、求めておきたいと思います。